

要 旨 紹 介

本研究は、法務総合研究所が「犯罪被害の動向及び犯罪被害者に関する総合的研究」の一貫として実施したものであり、性犯罪被害者のうち、特に、被害が潜在化しやすいとされる精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条）の実情を明らかにすることにより、被害を防止し、被害者支援策等を検討するための基礎資料を提供することを目的としている。性犯罪被害に関する各種統計資料を用いた調査のほか、特別調査として、精神障害を有する者を主な対象として、刑事確定記録の精査を中心とした調査を実施し、それらの結果を分析した。併せて、法務省及び関係機関における犯罪被害者等に係る施策等の現状や課題についても調査を行った。

1 統計調査（第2章）

（1）性犯罪に関する刑法の概要

性犯罪に関する刑法（明治40年法律45号）の規定のうち、個人の性的自由に対する罪（不同意わいせつ罪、不同意性交等罪、監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪、不同意わいせつ等致死傷罪、16歳未満の者に対する面会要求等罪、強盗・不同意性交等及び同致死罪）について、近年の法改正及び各罪の概要をまとめた。

（2）検挙

不同意性交等の認知件数・検挙件数・検挙人員を見ると、昭和40年前後をピークにおおむね減少傾向にあったが、平成29年以降は増加傾向にあり、令和5年は、いずれも前年よりも増加した。検挙率は、平成27年から令和3年までは90%であったが、令和5年は70%台に低下した。

不同意わいせつの認知件数を見ると、平成15年をピークにおおむね減少傾向にあったが、令和3年に再び増加に転じており、同年以降、検挙件数及び検挙人員も増加している。検挙率は、平成15年以降上昇傾向にあり、令和5年は80%近くに上った。

性犯罪被害者に係る各種指標を見ると、不同意性交等の被害発生率は、女性では、令和5年は平成16年以降最高の4.1であった一方、男性では、29年以降0.2未満で推移している。不同意わいせつの被害発生率は、女性では、28年以降10.0未満で推移しており、男性では、16年以降0.5未満で推移している。被害者の年齢層別人員の推移を見ると、不同意性交等では、女性は、17年以降20～29歳が最も多く、男性は、29年から令和4年まで13歳未満が最も多いなどの傾向が見られ、不同意わ

いせつでは、女性は、26年以降20～29歳が最も多く、男性は、16年以降13歳未満が最も多いなどの傾向が見られた。被害者と被疑者の関係別検挙件数の推移を見ると、不同意性交等及び不同意わいせつのいずれにおいても、被害者と被疑者に面識がある場合の構成比が上昇傾向にあった。

(3) 検察

刑法犯全体の起訴・不起訴人員等の推移を見ると、起訴人員は、平成20年以降10万人を下回って減少傾向にあり、起訴猶予人員は16年以降6万8,000人台から7万9,000人台でおおむね横ばいで推移し、嫌疑不十分人員は、27年以降2万3,000人前後で推移し、その他の不起訴人員は、16年以降1万2,000人台から1万8,000人台でおおむね横ばいで推移していた。

不同意性交等の起訴・不起訴人員等の推移を見ると、起訴人員は、30年以降400人台から500人台で推移していたが、令和5年は600人を超えた。起訴猶予人員及び嫌疑不十分人員は、平成29年以降増加傾向にあり、令和5年にはそれぞれ400人弱、800人台まで増加した一方、その他の不起訴人員は、27年のピーク以降大幅に減少し、30年以降50人未満で推移していた。

不同意わいせつの起訴・不起訴人員等の推移を見ると、起訴人員は、平成19年以降増減を繰り返しながら減少傾向にあり、令和5年は1,400人であった。起訴猶予人員及び嫌疑不十分人員は、29年以降顕著な増加傾向にあり、令和5年にはそれぞれ1,400人台、1,100人台まで増加した一方、その他の不起訴人員は、28年のピーク以降大幅に減少し、令和5年は113人であった。

(4) 裁判

不同意性交等の通常第一審における有罪人員（懲役）の推移を見ると、令和5年は、平成16年の約2分の1であり、刑期別構成比の推移では、16年以降、「5年を超える10年以下」の割合が上昇傾向にあり、「3年以下（実刑）」の割合が低下傾向にあった。

不同意わいせつの通常第一審における有罪人員（懲役）の推移を見ると、令和5年は、平成16年の約9割であり、刑期別構成比の推移では、16年以降、「2年以上3年以下（全部執行猶予）」の割合が上昇傾向にあり、「1年以上2年未満（実刑）」の割合が低下傾向にあった。

2 特別調査（第3章）

調査対象事件は、精神障害を有する者が被害者である場合には、平成30年1月1日から令和4年12月31日までの間に、強制性交等、準強制性交等、監護者性交等、強制わいせつ、準強制わいせつ又は監護者わいせつのいずれかを判決言い渡し罪名に含んで有罪判決が下された事件とした。精神障

害を有しない者が被害者である場合には、4年1月1日から同年12月31日までの間に、強制性交等、監護者性交等、強制わいせつ又は監護者わいせつのいずれかを判決言い渡し罪名に含んで有罪判決が下された事件とした。前記事件について、刑事確定記録の精査による調査を実施し、調査対象被害者のうち精神障害を有する者176人、精神障害を有しない者349人を分析の対象とした。

調査内容は、被害者及び加害者の属性、調査対象事件の特徴のほか、被害の認識及び潜在化に関する事情、被害申告・捜査機関への犯行発覚の経緯及び状況、被害者保護に関する措置及び被害後の状況等である。分析に当たっては、各調査項目について、被害者の属性別（精神障害あり群・精神障害なし（16歳未満）群・精神障害なし（16歳以上）群）に傾向・特徴を比較したほか、精神障害の種類・程度別、年齢別及び加害者との関係別に被害の潜在化リスクを捉えるという観点からの分析も行った。

（1）被害者の属性別

ア 基本的属性及び調査対象事件の特徴等

被害者の性別については、全体的に女性の割合が高かったが、精神障害を有する被害者及び精神障害を有しない被害者のいずれにおいても、16歳未満の方が男性の割合が高い傾向が見られた。精神障害の種類等を調査した結果では、精神障害を有する者のうち7割以上が知的障害に該当した。

また、最初に受けた被害の態様については、精神障害あり群、精神障害なし（16歳未満）群及び精神障害なし（16歳以上）群のいずれも、「強制わいせつ等」が7割を超え、最初の被害の場所については、精神障害なし（16歳未満）群及び精神障害なし（16歳以上）群では、屋外が最も多く、精神障害あり群では、学校・就労先・療養所・デイケア施設等が最も多かった。

イ 加害者の属性等

精神障害あり群、精神障害なし（16歳未満）群及び精神障害なし（16歳以上）群に対する事件の加害者のいずれも、ほぼ全員が男性であり、同種前歴を有している者は1～2割程度にとどまるという傾向であった。一方、加害者の年齢層には顕著な差が認められ、精神障害なし（16歳未満）群及び精神障害なし（16歳以上）群に対する事件の加害者には、20～30歳台等の比較的若い年齢層が多い一方、精神障害あり群に対する事件の加害者は、65歳以上の高齢者層が多いという傾向がうかがえた。また、被害者から見た加害者の立場について、精神障害なし（16歳未満）群及び精神障害なし（16歳以上）群に対する事件では、面識がない者が加害者であることが多い一方、精神障害あり群に対する事件の加害者は、支援関係者が最も多く、面識がない者を上回っているという特徴が見ら

れた。

ウ 被害の認識及び潜在化に関する事情等

被害当時の被害認識について、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群では、精神障害なし（16歳以上）群と比べ、加害者から行われた行為の意味内容を理解できていなかったり、同行為が犯罪行為の被害であると明確に認識できていなかったりする傾向があった。このように被害認識が十分でないことは、反復して被害を受けるまで被害申告できなかった理由や捜査機関への犯行発覚までに長期間を要した理由とも関連していることが示唆された。また、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群では、犯行発覚までの期間が長期間に及ぶ傾向や、同一被害者に対する犯行が複数回に及ぶケースも比較的多く見られ、被害が発覚するまでの間に複数回犯行が重ねられている状況もうかがえた。

エ 被害申告・捜査機関への犯行発覚の経緯及び状況等

精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群では、被害申告がないケースや、最初に被害を伝える相手が親族や支援者・学校関係者等の身近な者であることが多い傾向が見られたほか、特に、精神障害あり群においては、被害を伝えられた親族等が、まずは内部的な聞き取り等を実施したり、捜査機関以外の医療機関・支関機関への連絡等を優先したりする傾向が見られた。

オ 被害者保護に関する措置及び被害後の状況等

精神障害あり群については、そもそも精神障害の影響により供述困難なため取調べが実施されていないケースも多数あることなどを踏まえれば、比較的高い割合で司法面接的手法による取調べが実施されている状況が明らかになったほか、精神障害あり群、精神障害なし（16歳未満）群及び精神障害なし（16歳以上）群のいずれにおいても、証人出廷した際には、大半の事例において、遮へい及びビデオリンク等を中心とした措置が採られている状況等が明らかになった。

（2）被害の潜在化リスクに関する分析

ア 精神障害の種類・程度別潜在化リスクに関する分析

精神障害の種類・程度別に、それぞれ被害の潜在化リスクに差が見られるかを検討したところ、発達障害又は軽度の知的障害を有する被害者においては、加害者から犯罪行為の被害を受けたことを認識できている場合が多かった一方で、認知症、重度又は最重度の知的障害を有する被害者においては、

加害者から行われた行為自体を認識できていない場合や、その行為の意味内容をほとんど理解できていない場合が多く、被害申告がないケースも多いなどの傾向が見られ、より被害が潜在化しやすい可能性が示唆された。

イ 年齢別潜在化リスクに関する分析

年齢別に、被害の潜在化リスクに差が見られるかを検討したところ、被害当時の被害認識において、精神障害なし群は、15歳以上になると全員が加害者から犯罪行為の被害を受けたことを認識できているなど、明確な年齢による差が見られた。一方、精神障害あり群は、いずれの年齢でも、加害者から行われた行為の意味内容を理解できていなかったり、同行為が不快感等を伴うものと認識しつつも犯罪行為による被害であるとは明確に認識できていなかったりする者が一定数おり、特定の年齢との関係性は必ずしも明確ではないという特徴が見られた。

ウ 加害者との関係別潜在化リスクに関する分析

加害者との関係別に、被害の潜在化リスクに関する分析を行ったところ、判決書で認定されていない犯行に関する供述では、加害者が親族や教師・雇用主・支援関係者等である場合において、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群のいずれにおいても、件数が多い傾向が見られ、日常的に接する身近な者が加害者である場合において、複数回の性被害に遭う傾向が高く、被害が潜在化しやすい可能性が示唆された。また、反復して被害を受けるまで被害申告できなかった理由では、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群では、加害者が親族等である場合に、「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」を理由とする割合が高く、加害者が教師・雇用主・支援関係者等である場合に、「被害に関する認識が欠如・不足していた」を理由とする割合が高い傾向が見られるなどの特徴的な違いがうかがえた。

（3）総合考察

特別調査の結果から明らかとなった精神障害を有する者等の性犯罪被害の傾向・特徴及び潜在化リスクについて概観し、それらを踏まえて考察を行った。

3 施策調査及び被害者支援の実情（第4章）

刑事司法の各段階及び関係機関における犯罪被害者に係る施策等の現状や課題等を把握するため、警察、検察・裁判、矯正、更生保護、法テラス、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援セ

ンターのそれぞれについて、①被害者等に配慮した制度、②被害者等施策推進のための取組、③被害者等に対応する職員の育成という3つの観点から調査を行い、その結果を取りまとめた。

4 まとめ（第5章）

特別調査や施策調査等の結果を踏まえて、精神障害を有する性犯罪被害者等が置かれた環境等及び精神障害を有する性犯罪被害者等の特性という二つの観点から考察を行うとともに、精神障害を有する性犯罪被害者等に対する支援の更なる強化・充実に向けた提言として、以下三点について指摘した。

（1）これまでの施策の在り方の検討、各種制度の運用及び取組の実施を継続することの重要性について

性犯罪被害者支援のための各種制度の運用及び取組の実施を着実に推し進めていくことが重要であることについて指摘した。

（2）司法面接的手法を用いた代表者聴取について

司法面接的手法が、性犯罪被害の事実解明を促進して被害者を保護し、ひいては、加害者に対する適正処罰の実現にも資するものであることを指摘した上で、検察官に対する司法面接的手法の研修等を重ねることの重要性や、これらの研修等を受けた者が、性犯罪被害を受けた被害者の聴取に当たっていることを広く周知することの重要性について指摘した。

（3）被害者等の心情等の聴取・伝達制度等について

矯正施設、保護観察所及び地方更生保護委員会における被害者等の心情等の聴取・伝達制度等について、精神障害を有する性犯罪被害者や16歳未満の性犯罪被害者にとって、精神障害を有しない16歳以上の性犯罪被害者よりも、利用のハードルが一層高いことを指摘した上で、制度利用促進のための情報提供の充実化の必要性について指摘した。

研究部長 野 原 一 郎